

山形県朝日少年自然の家利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育機関の組織及び運営に関する規則(以下「規則」という。)第63条の規定に基づき、山形県朝日少年自然の家(以下「朝日少年自然の家」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 規則第61条に定める山形県青少年教育施設利用許可申請書(規則別記様式第1号)(以下「申請書」という。)の提出の時期は、利用を開始しようとする日の3週間前までとする。ただし、これによりがたいと所長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(利用の許可等)

第3条 所長は、申請書の内容を審査のうえ、利用の目的及び施設・設備等の状況を勘案して利用の可否を決定する。

この場合において、所長は、研修計画について、審査に必要な書類等の提出を求め、指導及び助言を行うことができる。

2 所長は、利用を許可する場合は規則第61条第2項の規定により、山形県青少年教育施設利用許可書(規則別記様式第2号)を申請者に交付するものとし、利用を許可しない場合は、理由を付して当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、使用料を免除された場合を除き、所長の指示するところにより使用料を納入しなければならない。

(禁止事項)

第4条 利用者は、許可に係る目的以外の目的に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

2 朝日少年自然の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他宗教的活動

(3) 専ら営利を目的とする活動

(利用申請の変更等)